

今できる！

相続税の節税対策【50】一覧

ICA認定相続対策コンサルタント

行政書士 小清水 和彦

対策優先度は以下のとおりです。

- : まさに**今からでもできる**対策
- : 相続税節税対策の効果が大きく、比較的、一般的に対処できる対策
- 無印 : 節税対策ではあるものの、適用する人がある程度限られるなど、一般的ではない対策

お客様自身の財政状況や、相続関係によって自分に合った対策を行ってください。

判断がつかない場合や、さらに詳しい内容をお知りになりたい場合、[小清水和彦行政書士事務所](#)へご相談ください。

小清水和彦行政事務所

メールアドレス： pswrw365@gmail.com

事務所電話番号： 0463-81-3854

事務所所在地： 神奈川県秦野市上今川町2-20

メール送信用QRコード



※ 印刷して家族でお話し合ってください。

今できる！相続税の節税対策【50】一覧（1／3）

番号	節税対策内容	優先度
評価		
1	不動産の補正	○
2	小規模宅地の特例の適用	●
3	土地の利用方法改善による特例の利用	
基礎控除、税率の引き下げ		
4	養子縁組	○
時価と評価の乖離		
5	生前贈与（暦年贈与）	○
6	生前贈与（住宅取得資金）	●
7	生前贈与（教育資金）	
8	生前贈与（結婚・子育て資金）	
9	生命保険	●
10	小規模企業共済の加入（個人事業主の死亡退職金）	
11	法人化	
12	法人での生命保険、生命共済の加入	
13	法人 弔慰金	
14	墓地、墓石の購入	
15	時価よりも相続税評価の高い不動産の売却	
16	時価よりも相続税評価の低い不動産の購入	○
17	アパート、マンションの建築	
18	簿価の低い不動産の譲渡	
19	空室損室の改善	
20	将来、見込まれる不動産の修繕	

今できる！相続税の節税対策【50】一覧（2／3）

番号	節税対策内容	優先度
二次相続対策		
21	二次相続を考慮した遺言	○
遺産分割対策		
22	遺言	●
23	相場変動の強い資産の売却	
24	生前贈与（暦年贈与、相続時精算課税）	○
25	生命保険	●
26	養子縁組	
27	遺産分割協議の利用（相続発生後）	
28	生命保険信託	
29	遺贈寄付	
納税資金対策		
30	生命保険	●
31	納税資金の為に売却予定の不動産の確定測量	
32	納税資金の為に売却予定の不動産の問題解決	
33	既存借入の借り換え	
34	土地の最有効活用の区画割りの検討	
35	減価償却費の下がった不動産の売却	
36	空室損失の改善	
37	経費見直し	
38	収益性の低い不動産の売却	
39	収益性の高い不動産の購入	

今できる！相続税の節税対策【50】一覧（3／3）

番号	節税対策内容	優先度
認知症対策		
40	任意後見契約	○
41	信託	
42	法人化	
問題点の解消		
43	名義預金の解消	●
44	名義保険の解消	
手続き		
45	死後事務委任契約	○
46	尊厳死宣言公正証書	○
譲渡所得対策		
47	3千万円控除の使える時に自宅を売却し組み換え	○
48	空き家特例	○
不要な不動産を手放す		
49	相続放棄	
50	相続土地国庫帰属制度	